

大阪市立井高野小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「明るく 正しく 強い子」の育成のために「井高野小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるため、人権教育・道徳教育をはじめと様々な取り組み・研修を充実させ、教職員・児童の意識改革を図る。
- ② いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いによさや違いを認め合える集団育成を目指し、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるような雰囲気づくり・授業づくりを推進する。
- ③ 保護者やPTA・地域・関係諸機関との連携・情報の交流を充実させる。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学力の向上について

- ・ 学習規律の確立と家庭学習の習慣化を進めていく。（学習に臨む心構えや学習中の正しい姿勢の徹底、話し方・聞き方の指導の定着）
- ・ 少人数指導やグループ学習など学習形態を工夫することで、目が行き届きお互いに高めあう集団を育成する。
- ・ 「わかる」「楽しい」授業の工夫（理解度を高めるための板書の工夫、視覚的に捉えられるような具体物操作の提示、視聴覚機器や視聴覚教材の活用）

② 指導力の向上について

- ・ 授業にかかわるすべての教員が研究授業を実施し、個々の授業力の向上と学校全体としての教育力の向上に努める。
- ・ 大阪市教育センターの研修を中心に、校外の研究にも積極的に参加し、教職員間での伝達講習会などを実施することで、個々の資質の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の推進）

- ① 児童会を中心に、縦割り班活動を充実させ、一人一人が自分の役割を認識し、活躍することができる活動の拡充を図る。
- ② 様々な体験活動を通して、自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権教育や道徳教育の取り組みを通じて、児童自らがいじめ問題を自分たちの問題として強く認識し、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。
- ② いじめは絶対に許されない、いじめている側が絶対に悪いという認識のもと、周りで見ている児童についても、強い正義感を持つような意識付けを図る。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの利用が進む中で、情報モラルの指導を徹底していくとともに、保護者への啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の細かな変化を見逃さず、全教職員で情報を共有するために教職員間の情報交換を密にする。また、保護者との連携を積極的に図り、相談体制の強化を進める。
- ② 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本として簡潔に記録し、いじめについてのアンケートや教育相談を積極的に活用する。
- ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子ども相談センター、区役所子育て相談室、民生委員、主任児童委員などの関係諸機関と連携を進める。また、学校協議会とともに、「安心できる学校」「信頼できる学校」づくりをめざして取り組む。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生

徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職へ速やかに報告する。生活指導部長を中心とした校内委員会で事案検討を進め、さらに職員会議などを開催し、学校総体で対応するための体制を整備し、解決に向けて対応を進める。
- ② 被害児童の保護を最優先に対応し、加害児童に対する指導は毅然として行う。また、周りの児童についても自己の問題として捉えさせるよう指導する。
- ③ 解決を図るため、教育委員会をはじめスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子ども相談センター、区役所子育て相談室、民生委員、主任児童委員などの関係諸機関と連携を進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

【組織名】 いじめ防止対策委員会

【構成】 管理職（委員長は校長）、教務主任、生活指導部長、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど

※ 事案によって必要な教職員も加わるものとする。

【役割】 いじめ・いじめの疑いに関する情報や児童の生活指導上にかかわる情報の収集や記録、共有を行う。

また、学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正を行う。

いじめ・いじめの疑いに関する情報が生じた場合は、迅速に会議を開催し、情報の共有、事実確認、指導や支援の方針の決定を行うとともに、関係諸機関や保護者との連携を行う。

【年間計画】

毎月職員会議時（生活指導に関する共通理解）

児童対象のいじめアンケート調査（年3回）

教育相談活動（随時）

保護者との懇談（年3回、個人・学級）

校内研修会（年2回）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページや学校だよりを通じて情報発信を行う。
- ② 学校協議会やPTA 実行委員会において学校の様々な取り組みについて報告し、協力を求める。
- ③ 地域の会合に出席して、地域諸団体との連携を深める。

(3) 取組内容の検証

- ① 生活指導部において、検証と点検を行い、取り組みの深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の評価、最終の学校評価において、PDCAサイクルをもとに検証して、新たな取り組みに反映させる。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- ② 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置して事実関係を明確にして、必要な措置を行う
- ④ 被害の児童・保護者に対しては、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

